## 松江市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱

松江市告示第 353 号 平成 25 年 8 月 27 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等の事務に関し、法及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、法及び省令の例によるほか、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 認定基準 法第54条第1項各号に掲げる基準をいう。
  - (2) 登録省エネ判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法 律第 53 号) 第 15 条第 1 項に規定する機関をいう。
  - (3) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律 81 号。 以下「住宅品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
  - (4) 指定確認検査機関 建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。
  - (5) 登録住宅型式性能認定等機関 住宅品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。
  - (6) 住宅性能評価 住宅品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。
  - (7) 住宅型式性能認定 住宅品確法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定をいう。
  - (8) 住宅型式性能認定書 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成 12 年建設省令第 20 号) 第 41 条第 1 項に規定する住宅型式性能認定書をいう。
  - (9) 設計住宅性能評価書 住宅品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。 (事前審査)
- 第3条 法第53条第1項又は第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定(以下「認定」という。)の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合していることについて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める機関の技術的審査を受けることができる。
  - (1) 住宅のみの用途に供する建築物又は住宅の用途を含む建築物における住戸の認定を受ける場合 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関
  - (2) 前号に掲げる以外の建築物の認定を受ける場合 登録省エネ判定機関又は指定確認検 査機関(併せて登録住宅性能評価機関の業務を実施している機関に限る。以下同じ。) (市長が必要と認める図書等)
- 第4条 省令第41条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 第3条の規定により登録省エネ判定機関、登録住宅性能評価機関又は指定確認検査機関の技術的審査を受けた場合は、それぞれの機関が交付する認定基準に適合することを証する書類の写し
- (2) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定(住宅品確法第3条第1項に規定する日本住宅性能表示基準(以下「住宅性能表示基準」という。)に定める劣化対策等級に係る評価が等級3に該当する場合に限る。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し、
- (3) 住宅性能評価を受けた場合においては、設計住宅性能評価書(ただし、住宅性能表示 基準に定める断熱等性能等級に係る評価が等級4及び一次エネルギー消費量に係る評価 が等級5に該当する場合に限る。)の写し
- 2 省令第41条第3項の規定により市長が不要と認める図書は、住宅型式性能認定書に、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものとする。 (計画の通知)
- 第5条 法第54条第3項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による 建築主事への通知は、計画通知書(様式第1号)に建築基準法第6条第1項の規定による 確認の申請書を添えて行うものとする。
- 2 建築主事は、前項の通知に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第4項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により準用する建築基準法第18条第3項により建築基準関係規定に適合することを認めたときは、前項の確認の申請書の副本を添えて、確認済証を市長に交付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 認定の申請をした者(以下「申請者」という。)が、市長の認定を受ける前に、当該申請を取り下げるときは、取下げ届(様式第2号)1部を市長に提出しなければならない。

(取りやめる旨の申出)

第7条 認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)が当該認定を受けた低炭素建築物新築等新運(変更があったときは、その変更後のもの。以下、「認定低炭素建築物新築等計画」という。)に基づく低炭素化のための建築物の新築等(以下「低炭素化建築物の新築等」という。)を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書(様式第3号)1部に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付図書を添えて市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

- 第8条 市長は、認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合しないことを 認めたときは、認定しない旨の通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。 (工事完了等の報告)
- 第9条 認定建築主は、低炭素化建築物の新築等の工事を完了したときは、認定低炭素建築 物新築等計画に従って工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに工事を完了した旨の

報告書(様式第5号)1部を市長に報告しなければならない。

2 法第56条の規定により市長から認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化建築物の 新築等の状況について報告を求められた認定建築主は、状況報告書(様式第6号)1部を 市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第 10 条 市長は、法第 57 条の規定により改善の命令をするときは、改善命令書(様式第 7 号)により行うものとする。

(認定の取消し)

- 第11条 市長は、第7条の規定により認定建築主から申出があったときは、当該認定を取り消し、その旨を認定建築主に認定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。
- 2 市長は、法第58条の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書(様式第9号)により行うものとする。

(設計変更)

第12条 認定建築主は、当該認定低炭素建築物新築等計画の変更(法第55条第1項の規定により低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請を要するものを除く。)をしようとするときは、設計変更届(様式第10号)の正本1部及び副本1部に、当該変更の内容を示す図書を添えて市長に提出しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、低炭素建築物新築等計画の認定等の事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成25年8月27日から施行する。

附則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この告示は令和3年8月1日から施行する。

## 計画通知書

第 号 年 月 日

建築主事 氏 名 様

松江市長 氏 名 印

都市の低炭素化の促進に関する法律(第55条第2項で準用する)第54条第2項の規定よる申出がありましたので、(同法第55条第2項で準用する第54条第3項)(同条第3項)の規定により、当該低炭素建築物新築等計画を通知します。

記

- 1 認定申請受付番号
- 2 認定申請受付年月日
- 3 認定申請者の住所及び氏名
- 4 通知に係る建築物の位置

受付欄				決裁欄	通知番号欄			
	年	月	日			年	月	日
第			号		第			号
係員印					係員印			

## 取下げ届

年 月 日

(あて先) 松江市長

申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称

下記の低炭素建築物新築等計画の認定の申請を取り下げたいので、松江市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱第6条の規定により届け出ます。

記

- 1 申請年月日
- 2 確認の特例法第54条第2項の規定による申出の有無 有 無
- 3 申請に係る建築物の位置

※受付欄	※処理欄	※備考

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

# 取りやめる旨の申出書

年 月 日

(あて先) 松江市長

認定建築主の住所又は 主たる事務所の所在地 認定建築主の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめたいので、松江市 低炭素建築物新築等計画認定実施要綱第7条の規定により申出ます。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 確認の特例法第54条第2項の規定による申出の有無 有 無
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定建築主の氏名

※受付欄	※処理欄	※備考

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

## 工事を完了した旨の報告書

年 月 日

)

(あて先) 松江市長

認定建築主の住所又は 主たる事務所の所在地 認定建築主の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の工事が完了したので、松江 市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱第9条第1項の規定により報告します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 確認の特例 法第 54 条第 2 項の規定による申出の有無 有 無
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定建築主の氏名
- 6 計画に従って建築物の新築等の工事が行われたことを確認した建築士 (級)建築士()登録第 号 住所 氏名 (級)建築士事務所())知事登録第 号 名称 所在地
- 7 工事中の軽微な変更の内容
- 8 建築確認済証の交付

有 · 無 (確認年月日·番号

※受付欄	※処理欄	※備考

(注音)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 7 欄は別紙に記載して添付することができます。
- 3 建築基準法第6条第1項に規定する確認申請が必要な場合は、検査済証の写しを添付して ください。
- 4 建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し等認定低炭素建築物新築等に 従って工事が行われた旨を確認した書類を添付してください。
- 5 ※印のある欄は記入しないでください。

### 状況報告書

年 月 日

(あて先) 松江市長

認定建築主の住所又は 主たる事務所の所在地 認定建築主の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の状況について松江市低炭素 建築物新築等計画認定実施要綱第9条第2項の規定により報告します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 低炭素化建築物の新築等の状況

※受付欄	※処理欄	※備考

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

#### 設 計 変 更 届

年 月 日

(あて先) 松江市長

届出者 住所 氏名

認定低炭素建築物新築等計画について、計画を変更したいので、松江市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 認定番号

第 号

2 認定年月日

年 月 日

- 3 届出に係る建築物の位置
- 4 変更の概要 (変更前)

(変更後)

※受付欄	※処理欄	※備考

- 1 ※欄のある欄は記入しないでください。
- 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。